

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）

【特例措置用】

（令和元年分以降用）

この付表は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受ける場合において、同一の贈与者から、同一年中に「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の1の会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合の「特例対象贈与の判定」に使用します（注1）。

a 各特例経営承継受贈者に係る事項等

	受贈年月日	氏名	住所		贈与により取得した株式等の数等
本人	・・	—	—		株・口・円
イ	・・				株・口・円
ロ	・・				株・口・円
	b 贈与の時における発行済株式等の総数等（注2）	c 発行済株式等の総数等の10%に相当する数等（b×10%）（1株・口・円未満の端数切上げ）	d 贈与後における贈与者の有する株式等の数等（注2）	e 贈与後に各受贈者が有する株式等の数等（注2）	f 判定（e≥cかつe>d）（注3）
本人	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	
イ	株・口・円	株・口・円		株・口・円	適・否
ロ	株・口・円	株・口・円		株・口・円	

- (注) 1 他の特例経営承継受贈者がある場合とは、同一の贈与者から同一年中に、同一の会社の非上場株式等を租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与により取得した特例経営承継受贈者の数が2人又は3人である場合をいいます。
- 2 贈与が異なる時期に行われた場合の各欄の記載は次のとおりです。
- (1) b欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた時における総数等
 - (2) d欄 最後に行われた贈与直後における数等
 - (3) e欄 各特例経営承継受贈者がそれぞれ贈与を受けた直後における数等
- 3 要件を満たさない特例経営承継受贈者がある場合には、他の特例経営承継受贈者への贈与についても、特例対象贈与には該当しません。
- 4 a欄からe欄までの「数等」及び「総数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。

※	税務署整理欄	入力		確認					
---	--------	----	--	----	--	--	--	--	--

※欄には記入しないでください。

(資5-11-17-A4統一) (令4.12)